

# 工作物石綿事前調査者講習

この講習は、一般社団法人日本ボイラ協会が、工作物石綿事前調査者の講習機関として東京労働局に登録(登録番号:石13-19 有効期限:令和11年6月24日)し、東京会場において対面により実施される講習にリモート参加する方式で実施されます。※ZOOM使用  
この講習を受講し、修了考査に合格すると「工作物石綿事前調査者」の資格を取得できます。

## 開催日程

### ○ 令和7年度

沖縄開催 第1回	2025(令和7)年12月11日	～	2025(令和7)年12月12日	定員 36名
沖縄開催 第2回	2026(令和8)年02月26日	～	2026(令和8)年02月27日	定員 36名

## 開催場所

建労センター(浦添市牧港5-6-8)

## 講習科目

1	工作物石綿事前調査に関する基礎知識1	1時間
2	工作物石綿事前調査に関する基礎知識2	1時間
3	石綿使用に係る工作物図面調査	4時間
4	現場調査の実際と留意点	4時間
5	工作物石綿事前調査報告書の作成	1時間
講習時間合計		11時間00分
6	ボイラ実機での解説	20分
7	修了考査	1時間40分

注：上記講習時間11時間には質疑応答の時間及び休憩時間は含んでおりません。

遅刻や途中退席なく、全講習を受講した方には、修了考査（試験）を行い、  
合格者に修了証を交付します。

## 受講料（リモート会場価格）

一般	46,750円(税込)：受講料38,000円+テキスト代4,500円+税4,250円
会員	45,100円(税込)：受講料38,000円+テキスト代3,000円+税4,100円
その他	再受験：5,500円（税込） 修了証明証再交付 1,650円（税込）

受講料の振込確認後、受講票、テキスト等を送付します。

※受講日までにテキストに目を通して予習されることをお勧めします。

## 準備するもの

修了証に貼付する証明写真(縦30mm×横24mm運転免許証サイズ)写真裏面に氏名を記入  
受付の際は、受講票(写真貼付)と官公署発行顔写真付き本人確認証(原本)をご提示ください。

# 工作物石綿事前調査者講習

## 来社での申込

- ホームページより必要ファイルをダウンロードもしくは、写真、添付資料を用意し  
日本ボイラ協会沖縄支部にて受講申請(<https://www.jba-okinawa.com/guide.php>)  
〒901-2131 沖縄県浦添市牧港5-6-8 沖縄県建設会館5階  
電話 098-878-2441 FAX 098-875-9754  
※受講申請書は協会にも用意しています。

## FAXでの申込

- ホームページより必要ファイルをダウンロードしてから写真、添付資料を用意し  
書類を作成してからFAXで受講申請 ※原本は受講時に提出  
電話 098-878-2441 FAX 098-875-9754

## メールでの申込

- ホームページより必要ファイルをダウンロードしてから写真、添付資料を用意し  
書類を作成してからメールに添付して受講申請 ※原本は受講時に提出  
✉ reserve@jba-okinawa.com

## 受講料金の振込先

沖縄銀行 牧港支店 普通 1225848  
一般社団法人 日本ボイラ協会沖縄支部[ シヤ)ニホンボイラキョウカイオキナシブ ]

※振込手数料は受講者負担となります。  
※返金が発生した場合は、振込手数料を差引、振込を行います。

## 留意事項

受講資格、証明書類はしっかりと確認して受講申請してください。

年 月 日

## 工作物石綿事前調査者講習受講申込書

**一般社団法人日本ボイラ協会 沖縄支部 殿**

開催日 2025 年 12 月 11 日 ~ 12 月 12 日
----------------------------------

会員 ( 支部 )	非会員
--------------	-----

受講番号*	氏名（ふりがな） (併記すべき旧姓/通称)	生年月日 年 月 日	住 所			受講資格
		年 月 日	〒	—	都道府県	市区町村
		年 月 日	〒	—	都道府県	市区町村
		年 月 日	〒	—	都道府県	市区町村

\*受講者は記入しないでください

\*受講資格に応じて証明書が必要になります。

受講案内をご確認ください。

事業場名	申込み担当者名		
所在地	〒	都道府県	市区町村
電子メール	@		
電話	(平日連絡が取れる番号をご記載ください 携帯番号など)		

## 受講資格・証明書類の例

区分	受講資格	受講資格を証明する書類の例
①	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者	石綿作業主任者技能講習修了証の写し
②	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関する実務の経験を有する者	(1)大学の工学科卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験2年以上の職務内容証明書 ※①と②両方必要です
③	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。④において同じ。)、工作物に関する3年以上の実務の経験を有する者	(1)修業年限3年の短期大学の工学科卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験3年以上の職務内容証明書 ※①と②両方必要です
④	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関する4年以上の実務の経験を有する者(③に該当する者を除く。)	(1)短期大学、専門職大学、又は高等専門学校の工学科卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験4年以上の職務内容証明書 ※①と②両方必要です
⑤	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関する7年以上の実務の経験を有する者	(1)高等学校の工学科卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験7年以上の職務内容証明書 ※①と②両方必要です
⑥	工作物に関する11年以上の実務の経験を有する者	工作物に関する11年以上の実務経験があることを、事業場の責任者が証明する職務内容証明書
⑦	2006年(平成18年)4月1日 <sup>(注)</sup> の前日までに特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、工作物石綿事前調査に関して5年以上の実務の経験を有する者  (注)以前は石綿作業主任者技能講習がなく、特化物作業主任者がその役割を担っていた	(1)平成17年の改正前の特定化学物質等作業主任者技能講習の修了証の写し (2)工作物石綿事前調査の実務経験(注)5年以上の職務内容証明書  (注)工作物石綿事前調査者の補助の業務など ※①と②両方必要です
⑧	建築行政に関する2年以上の実務の経験を有する者	実務経験2年以上の職務内容証明書
⑨	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関する2年以上の実務の経験を有する者	実務経験2年以上の職務内容証明書
⑩	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	職務内容証明書
⑪	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	実務経験2年以上の職務内容証明書

※「工作物に関する実務経験」とは、工作物の研究、設計、製作又は据付け等の業務の経験をいい、これらには工作物の解体工事又は改修工事の実務に関する経験が含まれます。

※職務内容証明書について、事業場をすでに退職している場合は、その事業場に依頼して同証明書を発行してもらうことが必要です。

# 『受講資格証明書』

## 『官公署発行顔写真付き本人確認証の写し』

### 貼付用紙

受講資格証明書は、「受講資格・証明書の例」をご覧ください。

例

区分① 石綿作業主任者技能講習修了証の写し

区分⑥ 例えばボイラー据付け歴1年以上の場合は、事業場の責任者が 証明する職務内容証明書

### 『官公署発行顔写真付き本人確認証』とは

氏名、生年月日及び住所を確認できる書類（マイナンバー（個人番号）が記載されていないもの）で、顔写真付きのもので、官公署が発行したものです。

例えば、次の(1)～(5)の書類（注）が本人確認証となります。

- (1)自動車運転免許証の写し（表裏）(マイナ免許証の免許画面は不可)
- (2)マイナンバーカード（個人番号が記載されていない面）
- (3)労働安全衛生法関係各種免許証の写し（表裏）
- (4)小型船舶運転免許証
- (5)在留カード
  - （注）住所の記載がない書類（例：パスポート）の場合は、他に本人の氏名と住所が記載された郵便物等のコピーが必要です。(3)の「労働安全衛生法関係各種免許証の写し」で住所変更した場合も同様です。
  - （注）技能講習修了証は本人確認証にはなりません。

※講習内容 講習日程、講習場所、締切状況等については、ホームページの該当ページをご覧下さい。

FAX 098-875-9754